朝日新聞 DIGITAL

部落地名裁判で東京高裁が初認定 「差別されない人格的利益」の意義

有料記事

2023年9月1日 17時00分

「全国部落調査」の公開禁止対象を広げた東京高裁判決について報告する原告や弁護士ら=2023年6月28日、東京都千代田区、北野隆一撮影

記者解説　編集委員・北野隆一

差別の解消に向け注目される判決が6月28日にあった。部落解放同盟と同盟員ら230人余が、川崎市の出版社と経営者らを相手取り起こした訴訟だ。被差別部落の地名リストの復刻出版の禁止や、ネット上のリストの削除などを求めた。東京高裁は「差別されない人格的利益」を初めて認めた。

訴えによると出版社は2016年2月、戦前の報告書「全国部落調査」を復刻出版するとネットで告知。ウェブ上にリストや解放同盟幹部の名簿を掲載した。原告は公表が差別を助長し、原告の四つの権利を侵害すると主張した。プライバシー権、名誉権、差別されない権利、部落解放同盟が業務を円滑に行う権利だ。

2021年9月にあった東京地裁の判決では、個人の住所や本籍が被差別部落にあたるかどうかはリストと対照すれば容易に知り得るとして、プライバシー権の侵害にあたると認めた。プライバシー権と名誉権の侵害をおおむね認める一方で、その他の侵害は否定した。現在の住所や本籍がリストにない原告については、個別のプライバシー侵害を否定した。差別されない権利については、「原告の主張する権利の内実は不明確でどのような場合に侵害されているのか判然としない」と退けた。

「全国部落調査」に地名が掲載されたのは41都府県。このうち31都府県の原告が提訴し、地裁判決は25都府県の公表禁止を認めた。原告のプライバシー侵害が認められないことなどを理由に、6県分を対象からはずした。

地裁判決を受けて原告と被告の双方が控訴していた。原告側は「高裁は公表禁止の対象を限定した一審判決を見直すかもしれない」と予想。被差別部落出身を理由に結婚が拒否された実例などを示した。行政書士らが職権を悪用して住民票や戸籍謄本を取り寄せ、戸籍法違反などで有罪となった事件の報告書や記事も提出。身元調査が本人の現住所や本籍だけでなく、両親や祖父母ら家族の過去にまで及ぶと主張した。

ポイント

被差別部落問題をめぐる裁判で、「差別されない人格的利益」を東京高裁が認めた。高裁判決で救済対象は広がったが、部落の地名リスト全体の禁止には至らなかった。差別を明確に禁ずる法律がないことが救済への壁となっており、制定を検討すべきだ。

東京高裁の土田昭彦裁判長は今回の判決で、プライバシー権侵害とは別の論理構成で原告側の請求を認めた。個人の尊重や幸福追求権を定めた憲法13条と、法の下の平等を定めた14条に言及。「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間として尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である」とした。

そのうえで「部落差別は本件地域の出身というだけで不当な扱いを受けるから、問題の根深さ、人生に与える影響の甚大さ、ネット上の部落差別の事案の増加傾向に鑑みると、本件地域の出身を推知させる情報の公表は上記の人格的な利益を侵害する」と認定。公表禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるとした。

判決は「出身情報が公表され広く流通することは、実際に不当な扱いを受けなくても不安感を抱き、おびえるなどして平穏な生活を侵害されることになる」とも指摘している。

救済範囲は原告本人や家族の過去を含む住所や本籍がリストにあった場合にも広げた。公表禁止の対象は地裁より6県分増えて31都府県になった。

原告代理人の河村健夫弁護士は、「差別の具体的な被害の発生に至らなくても、不安感だけで法的利益の侵害を高裁判決が認定したことの意味は大きい」と解説する。同じく代理人の指宿昭一弁護士は、「差別されない権利」が憲法にもとづく人格権として認められたと評価。「裁判史上初めてだと思う。部落差別以外にも外国人やLGBTら、差別をされたさまざまな人の救済に使える画期的な判断だ」と述べた。

一方で、被告の出版社経営者は「いくらでも悪用可能な恐ろしい判決だ。上告はするが結論は期待していない」とのコメントを出した。

「差別禁止法」の制定が課題

判決の影響は広がり始めている。在日コリアンが差別的な書き込みで名誉毀損（きそん）されたとして提訴した訴訟では、判決を引用し「差別されない権利」を認めるよう求める書面を提出した。

憲法14条は学界や裁判では、不合理な区別の禁止（平等権）を定めた条項だと理解されてきた。「差別されない権利」をも認めるべきだとする説は、木村草太・東京都立大教授（憲法）ら少数にとどまっていた。

木村氏は被差別部落をめぐる今回の訴訟の意見書で、リスト公表は差別されない権利を侵害すると主張した。差別されない人格的利益が認められたことについて、「ここまで明言した判例はなく重要な判断だ」とする。「学界や裁判所は差別の問題を十分に理解していなかった。国会でヘイトスピーチ、部落差別、障害者差別の解消法がつくられ、問題に取り組むべきだという社会の流れの上に今回の判断がある」とした。

画期的な判決が出たことは前進だが課題も残る。16年に制定された部落差別解消推進法やヘイトスピーチ解消法は、差別について「許されない」などとするが、明確に禁止する規定はない。川崎市は差別行為に刑事罰を科す条項を盛り込んだ条例を19年に制定。各地で追随する動きもあるが、少数にとどまる。救済を求める人にとっては、全国で適用される「差別禁止法」がないことが高い壁になっている。

高裁判決で救済対象は広がったものの、リスト全体の禁止には至らなかった。原告の片岡明幸・部落解放同盟副委員長は、原告がいない県にまで対象を拡大できないことに、現在の法体系の限界を感じる。「判決を足がかりに国会で差別禁止法の制定運動を強めたい」としている。

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.